

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和4年5月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(株)ミツワ	小久保 弘明	中津市大字鍋島829	大分県知事許可 (般一29)第10798号	全部廃業 土木事業 管工事業	令和4年5月24日
			大分県知事許可 (特一29)第10798号	全部廃業 建築工事業	
(一部廃業)					
(株)久大電設	穴井 将太	玖珠郡玖珠町大字塚脇476	大分県知事許可 (般一29)第4630号	一部廃業 土木事業 建築工事業	令和4年5月10日
(株)矢野鉄工所	矢野 徳明	大分市大字下郡字久保3207-5	大分県知事許可 (般一2)第7394号	一部廃業 管工事業	令和4年5月12日
将成(株)	波多野 俊	大分市大字曲633-5	大分県知事許可 (般一2)第14660号	一部廃業 消防施設工事業	令和4年5月18日
(有)荒金組	林田 隆義	大分市大字小池原58-1	大分県知事許可 (般一29)第11193号	一部廃業 建築工事業	令和4年5月30日